

# 平成19年度第3回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時：平成19年11月28日（水） 午前10時00分～11時40分

場 所：石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者：

役職	氏名	出席	事務局	
会長	石黒 匡人		企画経済部長	佐々木 隆哉
副会長	角田 義寛		協働推進・市民の声を聴く課長	松田 裕
委員	青木 昭子		協働推進・市民の声を聴く課主査	福田 弘美
委員	大森 由紀子		協働推進・市民の声を聴く課主査	石澤 強
委員	沖野 和子			
委員	越智 一			
委員	軒名 孝			
委員	熊谷 美香			
委員	斎藤 美樹子			
委員	長 良幸			
委員	椿 俊夫			
委員	羽田 美智代			
委員	松尾 拓也			
委員	上田 均			

傍聴者：1人

-----

## 【石黒会長】

みなさんおはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今日は全員参加していただいております。これから第3回市民参加制度調査審議会を開会いたします。

本日の議題は、第3次石狩市市民参加制度調査審議会の答申に向けてということで、資料がみなさんのお手元に送付されていると思いますが、第3回市民参加制度調査審議会資料と答申案のふたつを送らせていただいております。みなさんお持ちでしょうか。この資料については後ほど説明させていただきますが、本日の終了予定時間は遅くても12時ということで、途中で熊谷委員と上田委員が退席することになっております。

それでは最初に、事務局から異動の関係で報告をお願いします。

## 【事務局（佐々木部長）】

おはようございます。事務局を担当しております佐々木でございます。すでにご承知の方も多いと思いますが、10月1日付けで市役所の人事異動と機構改革がございました。この市民参加制度の担当は企画経済部の協働推進・市民の声を聴く課というところが担当いたします。以前、市民参加制度調査審議会の答申の中で市民の声を活かす条例の窓口と広聴部門を一体化したほうが良いのではないかと

うご意見もいただいております。若干時間はかかりましたが提言が現実のものとなったというところ  
です。これに伴いまして担当課長が新たに置かれまして、松田でございます。

【事務局（松田課長）】

松田です。お世話になります。よろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木部長）】

石澤と田村は引き続き担当させていただきますが、本日、田村は体調を崩しましてお休みさせていた  
だいております。また、担当の主査として福田も配属されております。

【事務局（福田主査）】

福田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木部長）】

それから、この審議会は市役所の職員が二人メンバーになっております。以前は市民の声を聴く課の  
課長と職員担当の行政管理課長の二人が委員として加わってございましたけれども、今回、市民の声を聴  
く担当が事務局と一緒にになってしまいましたので、とりあえずその部分の委員は空席とさせていただ  
いております。また、これまで市民の声を聴く課長でございました上田委員が、今度は職員担当の課長に  
異動しましたので今回からは職員担当課長として参加をさせていただいております。あわせてご報告をい  
たします。

【石黒会長】

ありがとうございました。それでは資料の説明に入らせていただきます。事務局からお願いします。

【事務局（松田課長）】

改めまして、協働推進・市民の声を聴く課長の松田と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから資料の説明をさせていただきたいと思います。事前にお送りしております資料は第3回  
市民参加制度調査審議会の表紙の付いた3枚ものと答申案です。主として答申案の説明になってまいり  
ます。前回ご審議いただきましたたたき台と議論に基づきまして今回は正式に市長に答申する答申書と  
いう形の形式で内容を整理させていただいております。実質、前回の議論を踏まえたと変更点を記述順に  
簡潔に申し上げますけれども、3ページ一番下「長年続いてきた「陳情・要望」型から「提案」型へ  
と、市民と市役所がともに思考を切り替えるためには一定の時間と継続的な努力が必要です。」とい  
うところで前回はこの部分は「市民が」という記述になっていましたけれども、市民サイドだけではなく  
て行政も一緒になって変わっていかねばならないし、その必要があるという前回の議論を踏まえ  
まして、「市役所がともに」という記述に変更しております。同じページの下から5行目になります。「費  
用対効果の視点も持ちながら」という部分を加えさせていただきました。前々回の議論では市民参加の  
手続の効果とコストを比較すること自体に疑問視するという意見が多かったので記載していなかった  
のですが、その後の議論の中で、最少の費用や手間で最大の効果をあげるこの考え方やはり必要な  
のではないかとということで整理されたものですから、こちらに「費用対効果の視点も持ちながら」とい  
う記述を加えております。続きまして、4ページに移ります。上から11行目「また、同じ市民アンケ  
ートでは、条件次第では委員になっても良いと考える市民が30%近く存在する」云々というところで、前  
回の議論の中では、条件次第では委員になってもいいという人が30%という捉え方自体が、そもそも

妥当なのかという話が出ていたと思います。この部分については、最終的に、積極的に委員をやりたいというニュアンスではないという表現であることと、ごみ有料化に関する特定のアンケートの結果に基づいてのことであるということをも明記するのであれば、この30%という数字を活かしても差し支えないのではないかと整理されたので、このような表現を使っております。なお、この段階で、前段のところ委員公募制度を知っている市民の割合が30%で、委員になってもよいというところが3割となっていて、比率の表現がまちまちだったので、これをパーセンテージで統一しております。同じページの下から2行目、「パブリックコメントの意見を出しやすい環境を整える方策のひとつとして、パブリックコメントのテーマと関係の深い施設にパブリックコメントの告知を掲示するなど」という表現にしております。この部分については、前回のたたき台では「ごみ有料化のパブリックコメントの告知をごみステーションに掲示するなど」という表現になっておりましたが、現在、すでに、ごみステーションが廃止されている状況下では適切ではないのではないかとご指摘もあまして、具体例を盛り込んでわかりやすい表現に直そうという話になっておりました。今のタイミングで適切な具体例が見出せなかったものですから、その意図を理解していただける表現としてこちらのよう記述に変更しております。3番の市民参加制度の見直しについてですが、こちらは前回いろいろご議論をいただいております。第2回審議会の前に、各委員の皆様にご意見をいただいた部分を、第2回審議会の議論の中でそれぞれの意見を変えてもよいという切り替えも見られたようではございますけれども、最終的に結論を出すところまで至らなかったものですから、この部分については、第2回審議会の中で、事務局と会長とで打ち合わせをして今後の方向性を示していきたいというところで終わっております。打ち合わせをさせていただいた中で議論を経た中で各委員の考え方も変わってきているので改めて各委員の考え方を確認して取り進めたほうが良いのではないかと判断に基づいて、9月から10月にかけてみなさんに改めて意見聴取にご協力をいただいております。その結果が資料2になります。この内容については、私どもではこのように受け取っておりますけれども、もし自分の意見と違うという部分がありましたらご指摘いただければと思います。みなさんの意見をベースにして、3番の答申文を考えたところですが、端的に数字だけを申し上げますと、手続の対象範囲の拡大として公共施設の新増設等を市民参加手続の対象としたほうが良いのではないかとの方は13名で、現行どおりで良いのではないかとの方は2名でした。2番目の公共施設の休廃止自体を手続の対象としたほうが良いのではないかとの方は12名、現行どおりという方が3名でした。手続範囲の縮小の部分では、3につきましては他の制度に基づいて市民参加手続を行う場合には適用除外にしても良いのではないかとの方は13名、現行どおりで良いという方が2名です。最後の公共施設の利用方法について特に市民の関心が高い場合だけにするという部分では、前段の3つと違って意見が現在も分かれておまして、関心の高い場合だけで良いのではないかとのご意見は9名、意見が無いからといって適用除外にすることはいかなものかというご意見が6名となっています。この状況を踏まえまして、今日ご議論いただくこととなりますが、答申案の中での1から4の表現については、このように書かせていただいております。1の公共施設の新増設を市民参加手続の対象とするという部分につきましては、現在は、設計の概要については市民参加手続を経て定めることになっておりましたが、この計画自体が、昨今の財政状況が悪化して財政見込みが不明確であるということで、結果として計画の担保性ということが低下してきているという

こと、それから、現実的な施設建設と計画の一体性が若干揺らいでいるということ、職員のアンケートでも施設の買い取りについては市民参加手続に加えるべきという意見が根強くあるということ、こうしたことを理由として一定の線引きをしたうえでこれらを対象としていくべきと記載をさせていただいております。2番目の公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすることという部分については、現在の公共施設の利用方法に関する条例等の規定を廃止する場合という部分が、市役所の意思決定の最終段階の手続に過ぎないという部分があって、これを一体的に考えるのであれば、規定の廃止ということではなくて、公共施設の休廃止を対象とすべきだということに記載させていただきました。3番目の他の制度に基づいて市民参加手続を行う場合の手続内容については、他の制度が定めるところに従うようにするというところですが、都市計画など限られたものが対象になってくるとは思います。過去5年間に16件縦覧手続をした中で、ひとつも意見が出されていないということがひとつめの理由で、この理由としては、こういった案件は利害関係者の存在が想定されている場合が多いので、事前に説明会や関係者の意見を聴取してある程度内容を確認した上で縦覧等の手続に進むパターンが多くて、縦覧等については実質的には形式的な最後の確認というような意味合いで留まっていることが多いということ、それから、石狩市としてさらに上乘せするような形にしなくても、全国水準でも市民参加の機会は確保されているので、本市の市民参加を進めるという視点の中で決して後退するような内容ではないのではないかということも理由として、適用除外とするのが妥当ではないかという記載にしております。最後の4番目、公共施設の利用方法を定める規定の制定改廃についてですが、こちらは先ほどの各委員のご意見の数字でもお話したとおり利用方法について関心の持ちにくい施設や利便性の向上に繋がるような改正については意見が提出されないという傾向があるという反面、関心がある施設というのはどのかなのかということも客観的に基準を設けることも、特にそれを市役所の中だけで決めるとなるといろいろな課題が出てくるだろうということもありまして、今回の答申の中では見送りという形の整理とさせていただいております。なお、この部分につきましては、このまま検討を終わるということではなくて、今後も継続して検討していきたいという表現で締めております。長くなりましたけれども、以上が本日のふたつの資料の説明となります。

【石黒会長】

ありがとうございました。まず最初に、資料2ですが事務局の方が各委員さんに直接お話を伺って、お考えをこのような形にまとめさせていただきましたが、この中で自分が言った主旨と適合していないという方がいらっしゃいましたら、先にその点を指摘していただきたいと思いますが、みなさんだいたいこれでよろしいでしょうか。

次にそのように意見をお伺いした上で、前回、答申案のたたき台としてお示ししたものを今回修正して案という形で作らせていただきましたが、前回、時間が足りなくなって、ある意味では一番肝心な今回の答申の中心点でもある制度の見直しのところについては十分に議論ができなかったもので、個別に意見をお伺いしてこのような案を作らせていただいております。

資料1 答申案の5ページから始まる市民参加制度の見直しについてという部分についてご意見をお伺いしたいと思いますが、あるいは前回のたたき台から前回の議論を踏まえて修正したという説明のあったところについて何かありましたら最初に指摘いただいてもと思いますがいかがでしょうか。前の部

分はあとで議論しますので、大きな問題がなければ5ページ以降の見直しのところからお伺いしたいと思います。番屋の湯の問題は、あとで確認したいと思います。

見直しする点は拡大ふたつ、縮小ふたつの4つの案をお示ししておりましたが、説明があったとおり4番目は見直しを今回見送るという形になっております。

【長委員】

(2)の公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすることというところで、4行目に「最終段階を迎える前に例えば利用者を与える影響や代替措置をどうするかなどの諸点について検討されることが一般的ですから」という書き方になっていますが、これはどういう協議会なのか審議会なのかが具体的にされるのか、ただ一般的だからということによってこういうことがなされますよということによって表記しているのであれば、されないこともあるという解釈になるのかとも思ひまして、その部分の表現が抜け落ちていような気がします。

【石黒会長】

あとで事務局のほうからも補足説明してもらいますが、これは市役所内部ということなので、市民の意見を直接聴くという手続を取るのではなくて、何か案を出すときには、その案を作る過程でこのようにすることが良いのかどうかを検討して、そのときは利用者にとってどういう影響を与えるのかは当然検討するということを行っているだけなのですが、長委員の疑問は一般的にやらない場合もあるのかということなのでしょうか。

【長委員】

具体的にどういうところでどのようにしますということルールとして決めておかなければ、その都度変わるということになると、これは市民にとっても行政と協働していくときにルールがないということで不信感を持たれることが発生してくると思います。そういうことであると市民の自治条例はうまくいかないのではないかと危惧しておりますので、私はルールブックのようなものだと思っておりましたので、それであればより具体的に書いたほうが良い気がします。一般的にといういろいろな解釈が出やすいのではないのでしょうか。

【石黒会長】

従来も内部的にはいろいろ検討していて、でもそれは今の市民参加制度としては、市民参加手続に乗せるようにはなっていないのですが、内部的にはしっかり検討しているわけだから、その段階から市民参加手続を踏むようにすべきですということを我々は提案しようとしているわけです。そのルール化というのは内部的な検討過程の手続をルール化する必要があるというお考えですか。

【長委員】

公共施設の休廃止をするときには、市役所内部で利害関係者の意見を聴いて決めるということで、それは以前からそうされていたわけですね。あとは手続を行政的に時間をかけて粛々とやっていくということですから、その中では見直しはありえないということはこの文章から感じるのですが、利害関係者を呼んで意見を聴くということ、きちんとどのような形で意見を聴くのかまで提言していったらどうかということです。その理由は、そういうことを決めるということが市民と行政とが協働できるひとつの相互理解や信頼関係につながるということになるという気がしておりました。

【石黒会長】

この表現だと、適切な理解が得られないのではないかとということでしょうか。事務局から何かありますか。

【事務局（佐々木部長）】

長委員は利害関係者からきちんと意見を聴くことをルール化すべきだというご意見ですね。今回は公共施設の休廃止をする場合は市民参加手続をしますというふうに制度を変えるわけですから、その市民参加手続というのは利害関係者も入りますし、そうではない一般市民の方も入りますけれども、パブリックコメントという形になるか意見交換会という形になるか手法はケースバイケースで様々でしょうけれども、いずれにしてもその段階で市民の意見を聴くことをルール化しようとしているわけです。そういう意味で言うと、長委員がおっしゃる方向が改正になるのではないかと思います。

【石黒会長】

今度からは必ず市民参加手続を取るようにはしてもらおうという提言ではあります。ですから長委員がおっしゃるような内容だとは思いますが、ただ、文章としてそのことが十分伝わるような表現になっていないのではないかとのご意見かと思うのですが。

【長委員】

はい。そのように感じております。

【石黒会長】

その辺をどのように修正すべきかということは直には思い浮かばないのですが、表現についてはもう一度考えてみるということで、より適切な表現に工夫したほうが良いのではないかとのご意見でよろしいでしょうか。

【長委員】

はい。

【石黒会長】

まず確認すべきことだったのですが、改善点を3点にして、最初にあった4番目の案については落とす形の方向でにすることはよろしいかということですが、個別にお聞きした人数の比で、他のところは見直したほうがよいという方が12名、13名で大勢であると判断できるので改正すべきであると提言しようということですが、4番目のところは9：6なので完全に過半数ではあるけれども、それほど支持者がいるというわけではないので、今回は見送りとしたということですがけれども、その点についてはよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【石黒会長】

それに基づいて、このような答申の文章について、ご意見がありましたらお願いします。

【松尾委員】

先ほどの長委員の意見の部分ですが、この結論というのは市民参加手続を行う対象を、現状は規則の廃止となっているものを、公共施設自体の休廃止ということに改めるということですね。これまでは何かを変える場合、利用者に与える影響などをいろいろ検討するだろうから、その段階で利用者に意見を

言ってもらえる機会を作るとというのが長委員の意見だと思うのですが、市民参加手続の対象とすること自体は後ろのほうで言っているわけで、どういうやり方をするのかというひとつのたとえ話なので、私はこのままで良いと思います。これでわかるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【石黒会長】

6ページの中くらいにあります(2)の部分はふたつの段落からなっておりますが、ひとつめの段落はこういうように改善すべきであるというふうに判断した理由について書かれています。今までは規則の改定段階では手続を取るということになっていて、それはその前に廃止するということを決めたから規則を変えるわけで、その段階で意見を聴かれても、廃止自体がおかしいのではないかという意見の入り込みようがない。ところがそれは市役所内部で検討する段階では、たいていの場合、利害関係者に意見を聴きながら進めているのが普通なので、だったら、その段階から利害関係者はもちろん、利害関係があるかどうかわからない人も含めた一般市民の参加する機会を設けて、その意見を得た上で決めるようにしたほうが良いということを説明するために前の段落があるということです。確かにそうなっていることが十分伝わる文章になっていないのではないかと思います。確かに指摘もわからないわけではありませんね。

【羽田委員】

今の意見で言いますと、一般的ですからという市役所のやり方を書いているのでしょけれど、一般的ではないことがあるということが、長委員の頭の中にあるのではないかと思います。私もそういう体験があります。ですから廃止を決定したということになれば手続を粛々と進めるだけで、そうしないということも中にはありますから、ここに一般的ですからと書かれてもやっていない部はどうするのかということが私も頭をよぎりました。

【石黒会長】

必ずやっていますからではなく、一般的ですからという表現をしているということは、それはあり得るということも含めて、私も長委員の指摘から、少し表現を工夫したほうが良いのではないかと思ったのは、ここに大きく書かれている理由というのは、変える必要があるという理由があって、それに従って変えるにしてもこうなのだから問題はないという部分が大きく出てしまっていますね。なぜ、休廃止を決定するところで市民参加手続に乗せるべきかという理由は、ここではよく見えない形になっているので、何をどうするのかということが十分につかめないような内容になっているのかとも捉えたのですが。

【角田副会長】

役所が一般的と表現すると、だいたい漏れがないということになりますね。確かに言葉的には一般的というと、そうでないものもあるのだろうということになるのでしょうかけれども、役所が一般的というと、それはほとんどやっているということだと思って私は読んでおりました。

【松尾委員】

これは結局、今までは利用者に与える影響や代替措置をどうするかということを中心に内部だけで検討してきたのを、これからはこの段階で利用者の方からも意見をもらいながら結論を作っていくほうが良いということですね。

【石黒会長】

そうですね。

【松尾委員】

期待値と違う結論が出ていた部分があるのかも知れませんが、一応、内部としても検討はされていて、当然そのとおりだとも思いますが、それをこれからは外部の方の意見も入れて、早い段階でやっていったほうが良いのではないかという話なので、私は非常に良いのではないかと考えています。

【角田副会長】

端的に申し上げて市民参加をするタイミングを一段階早めようということだと思います。原案はこれで良いと思いますが。

【石黒会長】

書かれている内容についてはみなさん異論はないと思いますが、手順を確認させていただくと、今日ご議論いただいて、修正が必要な点が出てくると思います。それについては大きく変えなければならないことはないだろうと想定しているのですが、それでも表現の細かい点について修正する必要があるとなった場合には、それを受けて私と事務局のほうで検討させていただいて修正した文案を作って、次は集まっておくだけではなく、各委員にお送りして了承をいただいたあとで答申文を確定するというように進めていきます。あまり大きく内容が変わることになると、このような手順ではまずいということになり得ると思いますので、大きく内容を変える話ではないということで良いかと思いますが、十分理解してもらえない表現になっていない指摘ということで議論になっていたわけですが、角田副会長と松尾委員はこれで良いのではないかというご意見ですね。

【大森委員】

「一般的ですから、この段階に利用者などの参加を求め」とありますが、この利用者などの参加を求めるといことは、違う意見もここにあるだろうからということもこの中に含んでいるのではないかと思います。そのためにこういうことをするのでしょうか、だったらそういうような文言を少し入れることによってわかりやすくなるのではないかと思います。それから、しかし市役所内部ではというところの、「しかし」のところを「現行では」というようにするとか、「しかし」と聞くとこれからずっと続いていくような感じを受けるので、現行ではこうだったけれども、これからはこうなるという表現にするとうわりやすくなると思います。この利用者などの参加を求めるといところの意味付けがここでは欠けているように思いますけれども。

【石黒会長】

長委員が最初に指摘されたのは、こういうことではないかという指摘ということですね。

【長委員】

全体の流れとして市民参加手続の対象とするということはそういうことで当然良いと思います。先ほど言ったように今までやっていたことはこのようなことで、それはさほど問題ではないという形の表現自体がやはり問題があるのではないかと思います。しかも今後予測されることは、新しく公共施設を作ることよりも、今ある公共施設を財政的にもどんどん削っていくという方向になっていくと思います。そのときに地域と行政がうまくやっていくためにはどうしなければならないかということ。この中で考えていかなければならないと思います。そこで地域住民と行政の間に軋轢が起こってしまうと、せつ

かく市民参加条例を作ったとしてもなかなかうまくいかないと思うし、そういう意味で何かのルール作りをここで提案したほうが良いのではないのでしょうかという提案をしたわけです。

【石黒会長】

主旨は理解できていると思いますので、文章的に一部修正するような工夫をしていきたいと思いますが、今の部分で、ご意見やご指摘はありませんか。内容ではなくて表現の部分です。修正したときに長委員が考えておられるような文章に十分なるかどうかはわかりませんが努力させていただきたいと思います。この部分については、今言ったような方向で修正案を作るということによろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【石黒会長】

それではそのほかの部分で何かありますでしょうか。無いようでしたら、次に答申案の2ページに今回もまだ枠付けにしてペンディングと最後に付いている番屋の湯売却の問題ですね。この部分についてご意見をお伺いしたいと思います。これについては以前から問題になっていて前回から取り上げてきているところですが、これまでの議論で、番屋の湯の売却について取った手続については条例上問題があるというわけではないということは確認いただいていると思います。ただ、売却決定に至る前に何らかの手続に乗せるような方策は無かったかということで議論はされていて、答申案にどう載せるかを検討していたのですが、なかなか難しいのではないかとということをお話しました。その中で何人かの方から議論があったということは載せる必要があるのではないかと意見をいただいていたと思います。それでどういうふうなそれを盛り込むかということは検討はさせていただいたのですが、結論はやはりどう盛り込むかということ自体、名案が見つからないところがありまして記載しないという方向で答申案を作らせていただいたのですが、その理由は、買ってくれるという相手があって、この金額で買ってくれるのならば売るということは交渉問題ですし、そうすると時間をかけてやられない部分があると、そしてあらかじめ確定できるところがないので、結局、今回は公共施設の休廃止は決定段階で手続に乗せるということになるとは言え、やはり緊急では手続に乗せていられないということになるのではないかとということになりますので、今回あえて見直しの提言をするところに盛り込んで結局は手続に乗らない、現実としては乗せられないということになってしまいますので、それなのにここに盛り込んでしまうと、これからは番屋の湯のような場合にも手続に乗せるという誤解を与えてしまう危険もあるのではないかとということも考えて、文章をどうやって入れるかが見つからなかったというのが正直なところです。補足があれば事務局からお願いします。

【事務局（佐々木部長）】

今、会長がおっしゃったとおりで、議論があったということ載せるとしても、だったらどうすれば良かったのかというのが今回の場合は見つからないというのがこれまでの議論の経過であると思います。そうすると、ただ単純に議論がありましたということで終わってしまっても、それでどうなったのかがこの答申を通して伝わるものがないのではないかとということがあって、そうするとなかなか載せにくいというのが今の事務局としての判断です。

【石黒会長】

この審議会の議事録の中には載っているわけですから、そのことは関心持っている人は十分把握でき

る状態にはなっています。ただ、答申に載らないとそのことが議論されたということが伝わらないのではないかとということで不満と思われる方もいらっしゃると思いますが。

【羽田委員】

答申ですから変更になったことやこれからどうしていくのかということを書けば良いという基本はわかりますが、これからこのように行革の対象になってくるようなものが増えて、財政的に厳しい状況の中でこのようなことはあり得る話で、市民参加制度調査審議会にもはまらないようなことが実際に起きてきているということが、表現も含めて載せていけないのではないかと思います。この件は相手先があって、短期間で交渉しなければいけないということはあったと思いますが、実際には番屋の湯には税金を投入しているわけです。市役所だけであるように判断したのでしょうかけれども、市民参加制度というものがあがりながら、そこにはまらないものが出てきたという議論があったということは、やはり必要なのではないかと思います。市民参加制度調査審議会もあります、そのはまらないものをどうするかという議論を結論が出ないからといって答申に書かないということは非常に不満です。これは大きな問題だと思っています。今後もあり得る問題だし、市民参加制度調査審議会にもはまらないという現実をどう捉えていくのか。枠外でも書いていただきたいと思っています。

【石黒会長】

この審議会にはまらないというか、乗っからないわけではないので議論していたわけです。まず、あのような方式を取ったことが条例上問題があったかどうかは議論して、それは条例上問題がないということは結論が出たわけですね。

【羽田委員】

条例上問題がないから売却したことはそのとおりだけれども、この審議会の中では議論になったわけですね。それなりの時間も取りましたよね。ですから、条例違反ではないけれども、だからといって何も記載しないというのは、今後のことを考えると非常に不安に感じます。市民に対しても。

【石黒会長】

記述の仕方としては、大きな問題であると考えられるし、かなり時間を割いて議論したけれども、結局どうすべきだったかということは見出せていないという内容のことを書く必要があるということでしょうか。

【羽田委員】

見出せないような内容だったということもあるかもしれませんが、これからもあり得るのではないかと私は思うわけです。厚田も浜益もどんどん広がってあそこを民間に売りたいという市役所の意見も聞こえてきます。売りたいというのはどういうことだろうかと思うこともたくさんあります。番屋の湯の場合は隠しておいてほしいという相手の意向だったのかもしれません、それはどうなのだろうと思うこともありますから、私たちは結論は出せなかったけれども、結論が出せないものだったということを出してほしいと思います。

【石黒会長】

そういう主旨ですね。他の方でご意見はありませんか。

【長委員】

私は番屋の湯の件については、具体的に記述する必要はないだろうと思っています。ただ、羽田委員がおっしゃるように私も危惧していることは、これからも公共施設がいろいろな形で整理されていくだろうということは推測されるわけですから、そのときにこれはあくまでも市民全体の財産であるということを考えれば、うまく相対で販売しなければ良い価格で売れないということだけの理由でことを性急に進めていくということは将来に禍根を残すのではないかとと思っています。それで、先ほど休廃止するときにはきちんとルールを作りましょうと申し上げたわけです。今回もルールが無かったからそれはやろうがやるまいが構わないということになるのでしょうかから、あくまでも必要なことはルールを作って、そのルールに則ってお互いに理解しながらやっていきたいと思いますというのが行政と市民との協働ではないかなと思っています。先ほどの休廃止の件が将来、審議会のほうできちんと答申が出されるということであれば、このことにはあえてこだわる必要はないという気がします。

【石黒会長】

羽田委員の意見も、こうすべきであったということは出せなかったけれども、そのこと自体を書くべきではないかというご意見ですね。

【羽田委員】

はまるものがなかったのです。要するにものさしが無い中で議論するのは非常に難しいということ番屋の湯の売却では感じたというわけです。大きな市民の財産でもあったわけですが現実には、あそこはふるさと創生資金を最初から投入したところですから、相当なお金を入れているのに、市民に対して何かきちんとした、長委員がおっしゃるようなルール化のようなものも今後は必要だと思います。

【石黒会長】

それはわかりますけれども、ただ、議論の中でこういうルールにすべきだという提言をできる状態にはならなかったですね。このままでは良くないのではないかという意見はかなりあるけれども、どうすべきかということは見出せなかったということをお答申の中に入れるということは、次のこの審議会で検討してください、もしくは検討すべきであるというお答申だということですか。それとも我々はそのことをかなり検討しました。でも結論は出せませんでしたということをお伝えるということですか。

【羽田委員】

でも、ルールが無いし、ここで話し合うことが良いのかということも含めて、これは市役所の中でもう一度どうしたらよいか、長委員がおっしゃったように今後出てくると私も思います。何かの形にしておかないと、その都度ルールが無かったから間違っていないでして通ってしまうことが、私の中では腑に落ちないところです。ですから、お答申の中でそのルールにはまらないものが議論されたということを、市長は議事録もお読みになるでしょうからわかるかも知れませんが、私はこの審議会の中では結構大きな議論だったのではないかと受け止めておりました。

【事務局（佐々木部長）】

これルールが無いわけではなくて現行でもルールはあります。今回は変えたら良いのではないかと話になっていますが、これは公共施設ですから、公共施設の利用方法に関する規定の廃止ということで、今回も市民参加手続はすべきだったのです。ですけれども、特殊な事情があってそれをやっている時間が無かったので、そういう特別な事情があるときは手続をパスして、事後になぜそういう判断を

したのかということをも市民に対して説明しなさいというのが現行のルールです。ですから、この審議会の場では、今回特別な事情があって、手続をパスしたという判断が妥当であったかどうかについてご検討いただいたと思います。その結果、今回は仕方が無かったのではないということになったと思います。ですからルールが無かったわけではなくて、ルールをこのような形で運用したことがどうだったかがひとつの議論だったと思うのです。もしも書くとしたらそういった議論を素直に書くということになりますが、そうするとこれはやむを得ない判断だったという結論でしたという書き方にしかならないので、羽田委員が意図するところと少し違って来る気がします。

【石黒会長】

私の説明が不適切でした。今、事務局から説明があったように、現在の条例の中でもルールが無いのではなくてあるけれども、手続しなくてもよい場合にはまっぴらで、この番屋の湯の売却について取った方式は条例上問題があったわけではないということは確認されたということですね。ひとつは、でも、羽田委員としてはそれが手続から外れないようなルールを作る必要があるのではないかとということであれば、次の改善点のほうの話になると思いますが、ではどう改善したらよいかについては我々のほうで見出せなかったの、見直し案の中にも入っていない。そういうことでどこにも載らないような答申案を作ったということです。羽田委員は過去の2年間の実施状況についての評価ではなくて、見直しのところで番屋の湯の売却のようなものを対象にすべきであるとか、こういうルールを作るべきであるということを出せなかったということを書けということではないかと思えます。

【椿委員】

私もルールが無かったわけではないと認識しておりました。先ほど事務局に確認をしようと思っていたのですが、手元に条例を持ってきていなかったものから確認できませんでした。市民参加手続に当然乗っかる事案であって、そこが省略され、なぜ省略されたのかという高度な政治的な判断に基づいたということになるのだらうと思えます。基本的にはルールに従ったやり方で番屋の湯も当然議論されるべきであったという認識は変える必要がないのではないかと思えます。ただやるタイミングが無かったという高度な政治的判断となおかつ市民の代表である市議会がそれを承認したという経緯があるわけですから、そこに至るまでのプロセスで我々が何か抜けているという、この部分さえ補完すればそういうことは滑らかに進行していくという何かを提起しなければならないのだと思っておりました。それがなかなかまとまらないし、みなさんとの議論の中でもこれといったものはありませんでした。ですからこのような答申案になったのかという気持ちでおりました。

【石黒会長】

高度な政治的判断という表現が適切かどうかということはあると思いますが、今回の見直し案で規定の段階ではなくて公共施設の休廃止決定の段階で載せるべきで、番屋の湯のような施設も売却するときには対象になるのだと。なるけれども今もある規定で緊急などの理由でできない場合は、手続を取らなくても良いけれども、あとできちんと説明しなければならない。

【椿委員】

今の条例の中で、そう読めるところがあるのですね。だから違反ではないし、条例違反で進められたと非難するものにも当たらないということだらうと思えます。

**【石黒会長】**

緊急の場合でもとにかく絶対事前に手続きなさいというように変えなさいという話になれば、絶対に載るようになりますよね。それはおそらく緊急で手続きできない場合があるだろうから、そこをはずせというのは当然出せる話ではないから、緊急の場合は手続きを省略してもよいという制度を変えろということにはならないですね。すると、番屋の湯の場合は今回の見直しでもやはり手続きをできない可能性が高いわけで、それは条例違反にもならないということになりますが、でもそれで良いのかという疑問が出て何か載せるルールみたいなものを作れないかという議論はあったけれども、それは不可能なのか、現在の我々では見出せないのか、人によって意見は違うでしょうけれども、少なくともこう変えれということでは出せないということでしたが、羽田委員は出せなかったことを書くべきだというご意見ですね。

ルールが無いわけではなくて、ルールに則ってやっていたけれども、今のルールでは実際に取った方式で条例上問題はなかったという結論に達したので、実施状況のところでは特に触れる必要がないですね。ただ、何か考えなければいけないのではないかという意見をお持ちの方は結構多くいらっしゃることは間違いなくと思います。それを答申文に載せるかどうかですが、他の方で何かご意見はありませんか。

**【軒名委員】**

条例に何か特例的なものがあって、緊急性や特殊な場合はその手続きを取らなくても済むという条項があるから条例違反ではないわけですね。だからそういう特殊な点を利用して実施した場合はそれを速やかに公表するというのを答申してはどうでしょうか。

**【石黒会長】**

それで、軒名委員がおっしゃったような手続きを取ることが今の条例でも書かれていて、それは取ったわけです。ですから我々としては番屋の湯の売却についての手続きは条例上問題がなかったという結論に達したということです。

**【軒名委員】**

それ以上のことをするのであれば条例を変えなければいけないということになるのですね。今やったことが条例上問題がなかったとしても、何かもやもやしたものが残ってしまうということであれば、手続きを取らなかったのであれば速やかに公表するというのを答申に載せれば、議論したこともわかるのではないかと思います。

**【事務局（佐々木委員）】**

ちなみに、今現在の条例の規定では第5条で別表に定める行政活動を行おうとするときはあらかじめ市民参加手続きを行わなければならないとなっております。その別表の中に計画を作るときとか公共施設の利用条件に関する規定の制定、改廃というのが入っています。第2項で緊急その他やむを得ない理由があるときは前項の規定に関わらず手続きを行うことを要しない。この場合において市の機関はその理由が止んだあと、速やかに次の事項を公表するというになっていまして、手続きを行うことができなかった活動の内容、行うことができなかった理由、そのことについて市の機関が下した決定の内容とその理由を公表することになっておりまして、番屋の湯の場合も、議会に提案をした次の日にホームページにこれを出しまして、次の月の広報に同じような内容を出しております。一応、今の条例のルールに

従った手続はっております。

【石黒会長】

事前に手続できない場合があって、問題は事前にできないということによいのか、何らかの形で手続できないのかということである議論はしたけれども、その方策は見つからなかったということです。

かなり時間を割いて議論はしましたので、答申の中に何の痕跡も残らなくて良いのかというご意見はある意味もっともだとは思いますが、ただ、それを出されても、一生懸命がんばっていただいてありがとうございましたという感じの対応しかないと思いますね。一般的な通常の答申の中にはそういうものは入らないと思いますが、そういう形は許されないということはないと思いますので、みなさんの中でこれだけ議論したし、重要な問題だから、将来のためにも載せておくべきだという意見が強いのであれば、今指摘いただいたような部分を文章化して見直しのところに入れることになると思います。

ちなみに今回3点見直しの対象になっていますけれども、この案が認められて答申しますと、市役所のほうでは条例改正案を作って議会にかけける方向に進むことになるわけです。ですから我々は条例を改正すべきであるという提言をするわけです。今、問題になっている番屋の湯のようなものについて今の制度を変えるような提言はできなかったということです。ただ、それでいくと、今回見送った4番目のようなことも、議論はして、結局のところ賛否が分かれていてこうすべきであるということが出せないから見送ったということも書かなくて良いのかという話もまた出てきますよね。普通はこうすべきであると提言できない場合は、議事録には残るけれども、答申文には入れないですね。何かわからないけれども考えてもらいたいということを出すわけですから、ある意味では無責任ではないかという話にもなりかねないですね。

【松尾委員】

番屋の湯は売却に至る前には、経営状況が良くないという認識は市の内部にはあったということは前にお聞きしましたが、そういったことは市民が知るような手段があったのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

議会での質問は議会だよりに載ることはあります。それ以外には議会には第3セクターの経営状況を報告してきておりますが、その中で番屋の湯を運営しておりました振興公社の経営状況や番屋の湯の入込みの状況などはついていきます。それは議会に出して、市役所1階の情報公開コーナーに行けば見られますけれども、それ以上の積極的な出し方はしていなかったということはあったと思います。

【松尾委員】

結局、あそこの状態を知っている人から見れば、いつかどうにかしなければならぬだろうと思っていて、たまたま良い相手がいて、良い条件の中で売却できたことを理解できると思うのです。ただ、あまり経営状態が良くないみたいだということを知らないとかなり唐突な話であると感じたと思います。実際、私もよく知らなかったです。あまり状況が良くないということを言うと、さらに悪くなってしまうということも世の中にはありますので、どこまでどういう形で周知していけばよいのかはものすごく難しいと思いますが、そういうような情報が市民の認識にあれば、唐突に番屋の湯を売ることになってしまったという感覚ではなく捉えられる市民が多かったのではないかという気はします。ですから、市だけではなくて第3セクターなどの経営状況というのも市民に対してわかりやすく情報が行ってい

ば少し違ったかもしれないと感じます。

【石黒会長】

市民参加制度だけの枠の問題ではなくて、情報の開示や公開、そして情報の作り方などいろいろな問題がありますね。

答申書に載せるべきかどうかというご意見は他にありませんか。この件については今日もこのように議論していますから、議事録にはかなりの分量が載りますね。

これまでお話してきた理由で今回の答申には載せなかったのですが、その点は載せないということでもよろしいでしょうか。羽田委員にはご意見をいただきましたけれども今回の答申には載せないということをご了承いただけますでしょうか。

【羽田委員】

わかりました。

【石黒会長】

ありがとうございました。それでは今回は答申文の中には載せないということにさせていただきます。他の点では何かありますか。

それでは、先ほど長委員からご指摘いただいた公共施設の休廃止を対象に入れるという部分の表現を練らせていただいて、さらに検討させていただいて、誤字、脱字、その他表現が不適切と思われる点が出るかも知れませんが、字句修正等をさせていただいて、事務的には郵送される形になりますか。

【事務局（佐々木部長）】

はい。議事録と一緒に郵送と考えております。

【石黒会長】

それで承認いただけた段階で答申文を確定させるということで進めさせていただきたいと思います。

答申文を確定させた段階で市長に答申文を渡すこととなりますが、今後のスケジュールについて事務局からお願いできますか。

【事務局（佐々木部長）】

本日、いくつか修正点もございましたので、会長と事務局で相談させていただいて、最終の答申文案を作って各委員に郵送して、了承をいただけたらその時点で市長に会長から答申書を提出していただくという段取りで行きたいと思います。ただ、それがいつごろになるかは議事録がいつぐらいに出来上がるかということにもよりますので今のところ確定できません。答申書を提出するときには各委員にもご案内を差し上げますので、ご都合が付く方はそのときお越しいただければと思います。

また、今回、市民の声を活かす条例や規則の改正に繋がるような答申をいただきましたので、この先市役所としては具体的な条例、規則の改正の文案を作っていくこととなります。特に公共施設がらみの制度改正では、一定レベルで線を引くということがありましたので、どの辺で線を引くかがひとつのポイントになってくるかと思えます。今の市民の声を活かす条例の中では規則改正をする場合にはパブリックコメントと市民参加制度調査審議会の意見を聴きなさいということになっておりますので、大変恐縮ですが、年度内にもう一回この審議会を開きまして市役所サイドで答申をいただいた上で検討をした条例、規則の変更案についてご審議いただきたいと思います。これについても時期的なものとし

てはまず間違いなく年明けにはなります。おそらくは2月か3月になるだろうと今は考えておりますが、それについても時期は別途調整させていただきたいと思えます。

【石黒会長】

今後のスケジュールについて説明をいただきましたけれども、今回が最後ではなくて、答申したあとそれを受けて条例の改正案を市役所で作られて、議会にかける前に、今年度の終わりに近いほうになると思われませんが、もう一度審議会を開かなければならないこととなります。これは今回答申する内容に従って条例案がきちんとなっているか、もしなっていないとすればそれはなぜかということを検討するということですね。

答申案はいつごろ確定するかという目標はありますか。

【事務局（佐々木部長）】

10日の週は議会がありますので、だいたい市長、副市長は市役所の中におりますので、答申を出すための日程は比較的取りやすい時期だと思えます。10日の週か17日の週で答申文を確定させて市長に持って行きたいと思っております。

【石黒会長】

12月の半ば過ぎくらいを目標として、それは日程が確定したらみなさんに連絡させていただいてご都合の付く方はできるだけ参加していただけたらということですね。

【越智委員】

それは市役所でやるのですか。

【事務局（佐々木部長）】

答申の提出ですから、市長室に行って答申書を渡すことがメインになります。

【石黒会長】

ほとんどセレモニーのようなもので終わります。渡した後、雑談的な時間は少くらく取れると思えますので、そこで直接ご意見を伝えていただければかと思えますけれども。

先ほどお話しした手順のとおり、議事録確定とともに答申文の修正案をおはかりしますので、ご確認をよろしく願いいたします。

それでは、この第3回の審議会の議題等は終了になりますが、みなさんのお手元に自治基本条例に関する資料を配布させていただいていると思えますが、これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局（松田課長）】

お手元にお配りしているのが、現在、市民の声を活かす条例が始まって5年を経過した段階で、合併などもされた状況の中で、今一度、石狩市のまちづくりについて、その方向性やめざすかたちなどの基本的理念を地域にいる市民、議会、行政という主体が改めてその方向性を共有することが必要な時期に来ているのではないかとということで自治基本条例の制定に向けて、今準備をとり進めているところでございます。お手元の資料につきましては、昨年の7月から公募の市民20名の方々に20回を超える議論を経て、今年の4月に提言書をいただきました。その提言書を基にして条例の設計図と言われるような要綱を作成したものがこれにあたります。この内容をすべて説明するとなると相当な時間がかかりますので、その辺は資料をご確認いただくということで割愛させていただきますが、現在、この部分につ

いて今月12日から来月28日までパブリックコメントを実施しておりまして、あわせて市内全地域、連町単位のエリアに分かれておりますけれども、地域説明会を開催しております。また、12月15日土曜日には市民フォーラムということで、この市民の声を活かす条例の段階からいろいろな形で石狩市の協働のまちづくりという部分についてアドバイスをいただいております、北海学園大学の佐藤教授の基調講演と条例の説明、パネルディスカッションのほうでは市長も交えて今後の協働のまちづくりについてのディスカッションなども踏まえたフォーラムを実施いたします。このような様々な取り組みの中で市民のみなさんの意見を最大限集約をして、現在の予定としましては来年の3月の議会に条例案を上程してまいりたいと考えておりますので、特に市民参加制度調査審議会のみなさんについては、自治基本条例の意味合いであったり、中身については関わりの深い部分だと思っておりますので、今回お時間をいただいて条例制定に関しての取り組みのご紹介をさせていただきました。今後の地域説明会やフォーラムにぜひご参加いただきまして、いろいろな形でご意見を賜ればと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【石黒会長】

自治基本条例に関しては、我々ではなくて、もう少し前のこの審議会で提言しましたね。

【事務局（佐々木部長）】

第2次の審議会から平成17年9月に答申をいただいたのですが、その中で市民参加により目指す目標や共通する理念を示す条例といったようなことも考えるべきだということがあって、そもそもはこの市民の声を活かす条例を作る過程で、統一理念を示すような条例も必要ではないかという議論があって、長い間宿題になっていたのですが、それをもうそろそろやるべきではないかという提言をいただいたのです。それが一つのきっかけになって、昨年からの検討を始めているということになりますので、この市民参加制度調査員議会は生みの親的なきっかけを提供していただいた条例でもありますので、ぜひ説明会やフォーラムには委員の皆様の参加をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

【石黒会長】

委員の中には関わられた方もいらっしゃると思っておりますけれども、今、お話があった経緯の中で動いているようなものでもありますので、この審議会の中で簡単に紹介させていただきました。

自治基本条例関係でも、全体を通してでも構いませんが、ご質問等はありませんか。

【椿委員】

自治基本条例の前文ですが、これは条例に含まれているものですね。

【事務局（佐々木部長）】

はい。

【椿委員】

条例の本文は「である体」で書かれておりますが、前文は「ます体」になっておりますけれども、これは何か理由があるのですか。

【事務局（佐々木部長）】

前文はできるだけ親しみやすくしたほうが良いのではないかという認識がどこの町にもあると思われまして、条文すべてを「ます体」にしているところもあるのですが、本文は「である体」で前文は「で

すます体」にしているというケースも相当あります。本文は「である体」のほうが簡潔で良いかと思いましたが、前文についてはできるだけ親しみやすく、理解をしていただきたいという願いも込めまして、前文は「ですます体」にしております。

【石黒会長】

ほかにはありませんか。よろしいでしょうか。それではこれで第3回市民参加制度調査審議会を終了させていただきます。お忙しい中どうもありがとうございました。

平成19年12月27日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 石 黒 匡 人